

郡山市告示第216号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により、郡山農業振興地域整備計画を変更するので、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

なお、郡山市の住民は、縦覧期間満了の日までに、当該農業振興地域整備計画の変更案について、郡山市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に郡山市にこれを申し出ることができる。

令和8年8月17日

郡山市長 椎 根 健 雄

1 縦覧期間

- (1) 期間 令和8年8月17日（月）から令和8年9月16日（水）まで（郡山市の
休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日
（以下「市の休日」という。）を除く。）
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 縦覧場所

郡山市農商工部農業政策課 郡山市役所本庁舎1階
郡山市ウェブサイト <https://www.city.koriyama.lg.jp>

3 意見書の提出方法等

意見書は日本語によるものとし、郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出とする。
また、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては、意見書を提出できない。

受付期間 令和8年8月17日（月）から令和8年9月16日（水）まで
（市の休日を除く。）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

提出先 郡山市農商工部農業政策課
住所 郡山市朝日一丁目23番7号 ファクシミリ 024-938-3150
電子メール nougyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

4 意見書の処理等

意見書については、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。

なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別し得る個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる。

5 異議申出の方法等

異議の申出は日本語で記載した書面により行うこととし、郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出とする。

また、個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案以外に対しては、異議を申し出ることができない。

受付期間 令和8年9月17日（木）から令和8年10月2日（金）まで
（市の休日を除く。）

受付時間 （令和8年9月30日まで）午前8時30分から午後5時15分まで
（令和8年10月1日から）午前9時から午後4時30分まで

提出先 3 意見書の提出先に同じ